

(その1)

收支報告書

(ふりがな)じゅうみんしゅとう しょうとしまちょうしふ

1 政治団体の名称 自由民主党 小豆島町支部2 主たる事務所の所在地 香川県小豆郡小豆島町坂手甲1901-23 代表者の氏名 谷 康男4 会計責任者の氏名 伊松 和彦

事務担当者の氏名及び電話番号

伊松 和彦 (090) 7784-9846令和 5 年分
(令和 1 年 月 日開催分)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

 2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体の区分 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の種類

資金管理団体の届出をした者 の 氏 名



国会議員関係政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
|---|---|

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年におけるすべての収入及び支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 香川県第○区(現職)」、その職の候補者にあっては「衆議院議員 四国選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあっては「香川県議会議員 乙郡選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定(法第19条の9の規定をいう。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通常で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

(その2)

收支の状況

1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
9534416				
(前年からの繰越額)				
2093159				
(本年の収入額)				
7441257				
支出総額				
7092135				
翌年への繰越額				
2442281				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	千	円
189400				
員数				
118				

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額
(ア) 個人からの寄附	
(うち特定期附)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	6820832
(ウ) 政治団体からの寄附	
小計((ア)+(イ)+(ウ))	6820832
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
イ 政党匿名寄附	
合計(ア+イ)	6820832

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

2 (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9)を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

.(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額					備考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
1件10万円未満のもの					32025	
合計					32025	

- 1 その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当りの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当りの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。
 - 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の中体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額			年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千円					
島じまん株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町前羽甲1393-4	岡田 爭士		
株式会社 島醸		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町西村甲250-2	富田 孝之輔		
島の香 株式会社		240	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町馬木甲182	木下 佐代		
ジャンボフード株式会社		120	000	R5.1.31	神戸市中央区新港町3-7	山神 正義		
正金醤油 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町馬木甲230	藤井 春人		
小豆島フェリー 株式会社		120	000	R5.1.31	高松市サンポート 8-28	塚川 浩弘		
小豆島総合食品 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町池田3629-1	田村 雅君		
小豆島アロマス 様式会社		240	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町前羽甲1410-1	黒島 啓		
株式会社 高橋商店		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町安田甲142	大野 栄作		
室食 品 株式会社		480	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町前羽甲226-16	大野 栄作		
タケサン 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町安田甲103-1	武部 興征		
タケサンフーズ 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町前羽甲2211	富田 孝之輔		
株式会社 アルシタ		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町馬木甲73	照下修平		
藤井電機工業 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町安田甲88-3	安藤 豊		
マルキン食器 株式会社		120	000	R5.1.31	小豆郡小豆島町西村甲262	桑原 健		
この頁の小計			240	000				
その他の寄附								
合計								

個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあっては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないので注意すること。

1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る收入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他 の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額			年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千円					
高橋石油株式会社		500000	R5.1.16	高松市三条町	50-3	高橋 勲		
株式会社 田味接		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町草壁木村	西原一将			
株式会社 アイオリープ		240000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町安田甲664号	荒井信雅			
株式会社 内海化学工業所		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町古江甲85	北村知良			
内海港運株式会社		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町安田甲144-25	木下達也			
国際貿易センター株式会社		120000	R5.1.31	岡山県岡山市中区新築港 9-1	小嶋光信			
株式会社 エンジニア		240000	R5.1.31	小豆郡 土庄町	甲1360-1	中田一宏		
岡田食品工業株式会社		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町苗羽甲1893-4	岡田尚吉			
株式会社 岡田武市商店		20000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町古江甲26-1	岡田樹郎			
香川塗業株式会社		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町安田甲7-8	大森 拓			
春日堂株式会社		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町福田甲600	森本智己			
株式会社 川野回漕店		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町坂口甲1806-2	川野哲朗			
有限会社 京宝亭		240000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町苗羽甲2211-28	三澤省一			
株式会社 サンコウフーズ		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町苗羽甲2204	藤井 昇			
株式会社 島一		120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町苗羽甲1506	照下 敦士			
この頁の小計		24440000						
その他の寄附								
合計								

個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあっては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないので注意すること。

1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときは、その旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳

寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	寄附者の区分	法人その他 の団体	備考
			住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	
丸虎食品工業 株式会社	120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町 古江甲8	荻本 喬夫	
株式会社 宮本商店	120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町 神魅通甲8766	宮本 政隆	
庭田 株式会社	240000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町 鹿羽甲1380	檜垣 周作	
安田食品工業 株式会社	360000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町 安田甲103	城上 哲文	
小豆島醤油 株式会社	120000	R5.1.31	小豆郡 小豆島町 草野本町572-52	西原 一喜	
秋田工業 株式会社	75648	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 木庄 甲255	佐々木 春	
香川舗道 株式会社	151296	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 片城甲44-210	片山 祐介	
株式会社 木村	151296	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 安田甲2262	木村 一永	
有限会社 大和建設	75648	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 安田甲144-36	初鹿 博司	
株式会社 竹本組	75648	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 安田甲166	竹本 定	
田村石材 株式会社	151296	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 当浜1525-2	田村 樹雄	
木村生コン 株式会社	300000	R5.2.8	小豆郡 小豆島町 安田甲1210-1	白崎 正人	
この頁の小計			1940832		
その他の寄附			40000		
合計			6820832		

個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあっては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないで注意すること。

1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

2 寄附は、「個人からの寄附」「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「○甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光热水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費		
小計	479910	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	245000	
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費	245000	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金	6360000	
(6) その他の経費	7225	
小計	7092135	
合計	7092135	

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光热水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

1 経常経費

(1) 人件費

政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

2 政治活動費

(1) 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。

(2) 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費
イ 宣伝事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

イ 宣伝事業費
ウ 政治資金パーティー開催事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

ウ 政治資金パーティー開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。

エ その他の事業費
上記のア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費をいう。

エ その他の事業費
(4) 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

(5) 寄附・交付金
政治活動に関する寄附、贊助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

(6) その他の経費
その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

- 1 政治活動費について、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
 - 2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
 - 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
 - 2 政治活動費は、（その13）の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
 - 3 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - (1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
 - (2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。
 - (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	寄付、交付金(寄付)	
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあって は、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	千億	百万	千	円	R5.2.14 黒島あさら後援会	小笠郡小笠町前河町1440-1	
この頁の小計	6300000						
その他の支出	60000						
合計	6360000						

1 政治活動費について、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、(その13)の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシーチャージ」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかつた期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

- 1 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

2 政治活動費は、（その13）の2の(1)から(6)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類しそれぞれ別葉とすること。

3 記載の要領については、次のとおりとすること。

(1) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

(2) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

12月31日において有する資産等(土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金(普通預金及び当座預金を除く。(その18)において同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。(その18)において同じ。)、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(その18)において同じ。)についてでは、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

(その20)

宣誓書

添付書類 (別添のとおり)

① 領収書等の写し

2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)

3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 六年 三月 29 日

政治団体の名称 自由民主党小笠原町支部

会計責任者の氏名

木松 和彦

代表者の氏名
(解散の場合のみ)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。